

2017年8月 制定

届出番号：13B3X00117000053

歯 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研磨器材 JMDN：70907000
mA x ポリペースト

【形状・構造及び原理等】



内容量：120 g

材料：研磨材（酸化アルミニウム）

原理：バブ材等に塗布し、器材（ハンドピース又はレース）で補綴物等と接触させることで補綴物等を研磨する。

【使用目的又は効果】

本品は補綴物等の研磨に用いる器材である。主たる用途は金属、レジン、陶材用最終仕上げ

【使用方法等】

術者は本品をバブ材等に塗布し、補綴物等の研磨を行う。

【使用上の注意】

1. 本材は使用目的以外に使用しないこと。
2. 本材は歯科医療有資格者以外の使用を禁ずる。
3. 研磨物等の微粉が、目、口等に入らない様に保護メガネ、マスク等を着用の上、作業を行うこと。万一、研磨物等の微粉が目等に入った場合は、直ちに作業を中止し、すぐに多量の流水で洗浄し、眼科医の診察を受けること。

【保守・点検に係わる事項】

不純物が入っていないか点検する。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者名：株式会社ヨシオカ

住所：〒131-0034

東京都墨田区堤通1-7-13

電話番号：03(3614)1917

ファックス：03(3614)1918

製造業者名：株式会社ヨシオカ